

第5回札幌市介護保険事業計画推進委員会（第7期）説明資料

1 アンケート調査結果について

(1) 高齢社会に関する意識調査

調査基準日 令和元年12月1日
調査期間 令和元年12月1日 ～ 令和元年12月24日
調査票発送数 6,500件（内65歳以上5,000件）
有効回収数 3,768件（58.0%）

○結果抜粋

- ・孤立死の心配があるか（独居のみ）
前回調査 59.9% → 今回 55.3%
- ・社会参加活動を行う高齢者の割合
前回調査 56.2% → 今回 59.7%
- ・積極的に社会参加できる機会があると思う高齢者の割合
前回調査 30% → 今回 25.8%

(2) 要介護（支援）認定者意向調査

調査基準日 令和元年12月1日
調査期間 令和元年12月1日 ～ 令和元年12月24日
調査票発送数 5,000件
有効回収数 2,870件（57.4%）

○結果抜粋

- ・介護に何らかの負担を感じている家族介護者の割合
前回調査 55.6% → 今回 56.2%
- ・介護を機に離職・転職した人
前回調査 8.0% → 今回 8.4%

(3) 介護保険サービス提供事業者調査

調査基準日 令和元年12月1日
調査期間 令和元年12月1日 ～ 令和元年12月24日
調査票発送数 4,093件
有効回収数 2,701件（66.0%）

○結果抜粋

- ・常勤職員が計画どおり採用できている事業所の割合
前回調査 38.0% → 今回 33.9%
- ・ターミナルケアの取組経験あり
前回調査 58.1% → 今回 65.0%

2 令和3年度制度改正について

(1) 食費・居住費の助成（補足給付）の見直し

資料1 P.190

○食費・居住費の助成（補足給付）とは

低所得の施設入所者等に対する食費・光熱費・室料等負担への補助のこと。介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養、介護医療院）・短期入所生活・療養介護（ショートステイ）においては、居宅サービス利用者との均衡を考慮し、食費・居住費等が全額自己負担となる。しかし、低所得者への配慮から所得段階に応じて補助（補足給付）が行われている。

平成27年度に一定額超の預貯金等（単身1,000万円超、夫婦世帯2,000万円超）がある場合には対象外とする、平成28年度には補足給付の支給段階の判定にあたり非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案するなどの制度改正が実施されている。

① 施設入所者の補足給付の見直し内容

補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて2つに分け（「第3段階①」・「第3段階②」）、その上で、介護保険三施設に係る第4段階と第3段階の本人支出額の差額の1/2を、第3段階②の本人負担に上乗せ。
例として、特養の多床室で月当たり2.2万円程度の負担増を見込んでいる。

例の算出式：（第4段階10.3万円－第3段階5.9万円）÷2＝2.2

万円

② ショートステイの補足給付の見直し内容

- ・①と同様に補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分け、第3段階②について①の金額を踏まえた本人の食費の負担限度額への上乗せを行う。（日額650円増）
- ・食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第3段階①、第2段階の助成額についても、負担能力に配慮しつつ見直し、各所得区分毎の段差が300円から400円となるように調整する。

食費の負担限度額：第1段階300円

第2段階600円（日額210円増）

第3段階①1,000円（日額350円増）

第3段階②1,300円（日額650円増）

③ 預貯金等の基準の細分化

- ・補足給付の支給要件となる一定額の預貯金等（現行単身1,000万円以下、夫婦世帯2,000万円以下）の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定。

第2段階：単身者「650万円以下」

第3段階①：単身者「550万円以下」

第3段階②：単身者「500万円以下」

- ・同基準については、介護保険三施設いずれの場合も約98%の入所者が15年以内に退所していることを踏まえ、介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、補足給付を受けながら本人の年金収入で15年間入所することができる水準（ただし、いずれの所得段階でもユニット型個室に10年間入所することができる水準）としている。
- ・第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準（1,000万円以下）を維持。
- ・夫婦世帯における配偶者の上乘せ分については、現行の基準（1,000万円）を維持。（第2段階の場合、本人650万円＋配偶者1,000万円）

(2) 「高額介護サービス費」の見直し

資料1 P.191


○「高額介護サービス費」について

「高額介護サービス費」とは、1ヶ月の自己負担額の合計が上限額を超えた場合、申請を行うことで超過分の払い戻しを受けることができる制度。また、同一世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができる。

○「高額介護サービス費」の自己負担限度額の見直し内容

高額介護サービス費の上限額について、医療保険における自己負担額の上限額に合わせ、年収約383万円以上である現役並み所得相当を細分化。

具体的には、年収約770万円以上の者と年収約1,160万円以上の階層を新たに設けて、それぞれの上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする予定。

収入要件	世帯の上限額		収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当 年収約383万円以上	44,400円		年収約1,160万円以上	140,100円
			年収約770万円以上	93,000円
			年収約383万円以上	44,400円

○見直し対象者について

現役並み所得者は、被保険者ベースで約320万人（全一号被保険者の約9.1%）。さらに、サービス受給者数ベースでは約16万人（全一号被保険者の約0.5%）。うち、自己負担額が44,400円を超えるサービスを利用する者は約10万人（全一号被保険者の約0.3%）。

○年間上限446,400円について

平成29年8月から第4段階の利用者負担上限額が37,200円から44,400円に引き上げられたことに対して、3年間の時限措置として開始した、同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯についての、年間上限446,400円を超えた場合の払い戻しについては、予定どおり令和2年度で終了する見込み。

(3) 「要介護認定制度」の見直し

資料2

○認定有効期間の延長について

更新認定の二次判定で直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、有効期間の上限を36カ月から48カ月に延長

3 第8期介護保険事業計画策定に向けて

(1) 基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

資料1 P.193

- ② 地域共生社会の実現

資料1 P.193

- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

資料1 P.194

- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

資料1 P.194

- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

資料1 P.194

- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

資料1 P.195

(2) 第8期計画の作成プロセスと支援ツール

- ① 第7期計画のPDCAを踏まえた第8期計画の作成 資料1 P.195
- ② 要介護者等の地域の実態把握と支援ツール 資料1 P.196
- ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
高齢社会に関する意識調査内の設問で実施
 - イ 在宅介護実態調査
要介護（支援）認定者意向調査内の設問で実施
 - ウ 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析
受給率等の地域分析のほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を登録する予定

(3) 一億総活躍プラン

第7期計画では、介護離職ゼロを推進するため、

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 認知症グループホーム
- ・ 特定施設（ケアハウス）
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

の7つの中・重度者向け在宅・施設サービスについて、2020年代初頭までに見込んでいた38万人分に加え、さらに10万人分前倒し・上乗せして整備することとなっていた。

第7期計画に引き続き、第8期計画においても、継続して実施。

(4) 国の指針案等を受けた第8期計画方針案（予定）

- ① 基本目標
「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を継続予定
- ② 施策の体系など
第7期の取組結果を踏まえつつ、(1)の国の基本的な考え方を踏まえた施策の体系とする予定
- ③ 一億総活躍プラン
- ・ 特別養護老人ホーム
まちづくり戦略ビジョンアクションプランに基づき、令和4年度までに定員数合計7,530床をめざし整備予定
 - ・ その他サービス

事業者の参入状況、利用率の推移や、潜在ニーズを考慮し、必要数を検討

④ 高齢者の社会参加支援に関する基本方針

第8期計画期間中も継続のため、掲載のみとする。

方針の趣旨は各事業の中で展開する。

(5) 感染症対策を踏まえた施策の検討（予定）

新型コロナウイルス感染症をはじめとする、各種感染症対策を考慮した、施策、事業展開を検討する必要がある。

(6) 今後のスケジュール

第6回（7～8月）

- ・令和元年度分介護保険事業計画の進捗（実績）報告
- ・第8期計画の構成案

第7回（10月頃）

- ・各種推計数
- ・施設等の整備数
- ・サービスの利用見込み数

第8回（11～12月）

- ・第8期計画素案

第9回（明年2月頃）

- ・第8期計画最終案

資料3

4 地域密着型サービス事業者の指定状況について

令和2年4月は社会福祉法人勤医協福祉会による吸収合併、令和2年6月は株式会社創生事業団へ大規模な事業譲渡があり、例年よりも指定件数が増加。

(1) 令和元年11月1日新規指定（合計4事業所）

- | | |
|--------------------|------|
| ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1事業所 |
| ② 認知症対応型通所介護 | 1事業所 |
| ③ 小規模多機能型居宅介護 | 2事業所 |

(2) 令和元年12月1日新規指定（合計4事業所）

- | | |
|-----------------|------|
| ① 地域密着型通所介護 | 2事業所 |
| ② 小規模多機能型居宅介護 | 1事業所 |
| ③ 看護小規模多機能型居宅介護 | 1事業所 |

(3) 令和2年1月1日新規指定（合計3事業所）

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
- ② 地域密着型通所介護 1事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護 1事業所

(4) 令和2年2月1日新規指定（合計3事業所）

- ① 地域密着型通所介護 1事業所
- ② 小規模多機能型居宅介護 2事業所

(5) 令和2年3月1日新規指定（合計3事業所）

- ① 地域密着型通所介護 2事業所
- ② 認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム) 1事業所

(6) 令和2年4月1日新規指定（合計20事業所）

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5事業所
- ② 地域密着型通所介護 9事業所
- ③ 認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム) 1事業所
- ④ 小規模多機能型居宅介護 1事業所
- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護 4事業所

(7) 令和2年5月1日新規指定（合計5事業所）

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
- ② 第1号通所事業 1事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護 3事業所

(8) 令和2年6月1日新規指定（合計12事業所）

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所
- ② 地域密着型通所介護 4事業所
- ③ 認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム) 5事業所
- ④ 小規模多機能型居宅介護 1事業所